

## 漏水に伴う上下水道料金の負担の軽減についてお知らせします

1月下旬の寒波により宅内水道管からの漏水が相次いだことから、多くのご家庭で水道水の使用量が通常よりも多くなっているものと思われます。

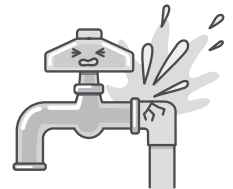
市では、宅内水道管からの漏水発生による市民の皆さまのご負担を軽減するため、緊急の措置として2月分の水道水の使用量を次のとおり算出することにしましたので、お知らせします。

- |                      |                                   |
|----------------------|-----------------------------------|
| ① 2月分（平成30年1月中使用分）   | } ①から③のうち最も少ないものを2月分の水道水の使用量とします。 |
| ② 前年同月（平成29年1月中使用分）  |                                   |
| ③ 同年前月（平成29年12月中使用分） |                                   |

2月分の水道水の使用量については、漏水被害がなかったご家庭もこの方法により算出します。また、漏水により使用量が増えていた場合の減免申請は不要です。

### ご了承ください

- ① 検針時にお渡しました「使用水量のお知らせ」に記載されている水量、金額とは異なる場合がありますが、改めて変更後の金額をお送りする時間がないため、2月分の水道水の使用量は、お送りする納付書や翌月の「使用水量のお知らせ」等でご確認ください。
- ② この取り扱いは平成30年1月中使用分（2月検針分まで）に限ります。これ以降、漏水により使用水量が増えて減免を受けようとする場合は、申請が必要になります。



問 建設部上下水道課 業務係 ☎ 5 5 - 3 1 2 3